

議案第88号

三朝町職員の給与に関する条例等の一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年11月27日

三朝町長 吉田秀光

三朝町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(三朝町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 三朝町職員の給与に関する条例（昭和28年三朝町条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の<u>75</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の<u>35</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の<u>67.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の<u>32.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>
<p>(給与からの控除)</p> <p>第25条の5 職員の給与の支給に際しては、その給与から次に掲げるものの額に</p>	<p>(給与からの控除)</p> <p>第25条の5 職員の給与の支給に際しては、その給与から次に掲げるものの額に</p>

相当する額を控除することができる。

(1)及び(2) 略

(3) 一般財団法人鳥取県市町村職員互助会の掛金及び償還金

(4) 鳥取県市町村職員共済組合、一般財団法人鳥取県市町村職員互助会及び三朝町職員共済会が行う福利厚生事業に係る実費弁償金及び購買代金

(5)～(9) 略

附 則

1～15 略

16 附則第13項の規定が適用される間、第20条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.125を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の75を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

相当する額を控除することができる。

(1)及び(2) 略

(3) 財団法人鳥取県市町村職員互助会の掛金及び償還金

(4) 鳥取県市町村職員共済組合、財団法人鳥取県市町村職員互助会及び三朝町職員共済会が行う福利厚生事業に係る実費弁償金及び購買代金

(5)～(9) 略

附 則

1～15 略

16 附則第13項の規定が適用される間、第20条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.0125を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の67.5を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

第2条 三朝町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「削除項」という。）を削り、同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前

(昇給等の基準)

第4条 略

2～5 略

6 前項の規定により職員 (次項に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。) を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として町長が規則で定める基準に従い決定するものとする。

7 55歳を超える職員の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

8～11 略

(通勤手当)

第11条 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(昇給等の基準)

第4条 略

2～5 略

6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給 (職務の級が2級以下である職員のうち規則で定める職員にあっては5号給) とすることを標準として町長が規則で定める基準に従い決定するものとする。

7 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。

8～11 略

(通勤手当)

第11条 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア 略

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員
4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員
7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員
10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員
12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員
15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員
18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員
21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員
24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員
26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員
28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員
29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) 略

3～6 略

ア 略

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員
4,100円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員
6,500円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員
8,900円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員
11,300円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員
13,700円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員
16,100円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員
18,500円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員
20,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員
21,800円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員
22,700円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員
23,600円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 24,500円

(3) 略

3～6 略

第3条 三朝町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100
	2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400
	3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700
	4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000
	5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300
	6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400
	7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600
	8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800
	9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000
	10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200
	11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400
	12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600
	13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600
	14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700
	15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800
	16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900
	17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800
	18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800
	19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800
	20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700
	21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800
	22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700
	23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700
24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	

25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700
26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700
27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700
28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700
29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300
30	182,600	239,200	278,600	323,800	352,500	382,100
31	184,400	240,700	280,500	325,900	354,400	383,900
32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600
33	187,700	243,600	284,100	329,600	358,200	387,400
34	189,200	245,100	286,000	331,600	360,000	388,800
35	190,700	246,600	287,900	333,700	361,800	390,400
36	192,200	248,200	289,800	335,800	363,500	392,000
37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500
38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700
39	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900
40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100
41	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200
42	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400
43	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600
44	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800
45	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500
46	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200
47	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900
48	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600
49	208,800	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200
50	209,900	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900
51	211,000	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600
52	212,100	270,400	316,600	362,000	380,600	407,300
53	213,300	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000
54	214,300	272,700	319,900	364,000	382,000	408,700
55	215,300	274,000	321,500	365,000	382,700	409,400
56	216,300	275,300	323,100	366,100	383,400	410,000
57	217,100	276,400	324,600	367,000	383,900	410,600

58	218,100	277,500	325,800	367,700	384,500	411,200
59	219,000	278,600	327,000	368,400	385,200	411,800
60	220,000	279,700	328,200	369,100	385,900	412,400
61	220,800	280,900	329,000	369,600	386,300	412,900
62	221,800	281,900	329,900	370,200	387,000	413,600
63	222,800	282,900	330,700	370,900	387,600	414,200
64	223,800	283,900	331,500	371,600	388,200	414,800
65	224,500	284,700	332,400	371,900	388,700	415,100
66	225,500	285,600	332,800	372,600	389,300	415,700
67	226,500	286,500	333,600	373,300	389,900	416,400
68	227,600	287,400	334,400	374,000	390,500	416,900
69	228,400	288,400	335,200	374,400	390,900	417,400
70	229,200	289,200	335,900	375,000	391,500	418,100
71	230,000	290,000	336,600	375,700	392,200	418,800
72	230,800	290,800	337,300	376,300	392,800	419,500
73	231,600	291,600	337,800	376,700	393,100	420,000
74	232,300	292,100	338,400	377,300	393,800	420,700
75	233,000	292,600	339,000	378,000	394,500	421,400
76	233,700	293,100	339,600	378,600	395,000	422,100
77	234,400	293,200	339,900	379,000	395,400	422,600
78	235,200	293,600	340,400	379,500	396,100	
79	236,000	293,800	340,800	380,100	396,800	
80	236,800	294,200	341,300	380,600	397,500	
81	237,500	294,400	341,700	381,100	398,000	
82	238,200	294,600	342,200	381,700	398,700	
83	238,900	295,000	342,700	382,300	399,400	
84	239,600	295,300	343,200	382,700	400,100	
85	240,300	295,600	343,600	383,300	400,600	
86	241,000	295,900	344,000	383,900		
87	241,700	296,200	344,500	384,500		
88	242,400	296,600	344,900	385,100		
89	243,100	296,900	345,200	385,800		
90	243,600	297,300	345,600	386,400		

91	244,100	297,700	346,100	387,000
92	244,600	298,100	346,500	387,600
93	244,900	298,200	346,700	388,300
94		298,500	347,100	
95		298,900	347,600	
96		299,300	348,000	
97		299,500	348,100	
98		299,800	348,600	
99		300,200	349,100	
100		300,600	349,400	
101		300,800	349,700	
102		301,100	350,100	
103		301,500	350,500	
104		301,800	350,900	
105		302,000	351,400	
106		302,300	351,800	
107		302,700	352,200	
108		303,000	352,600	
109		303,200	353,100	
110		303,600	353,500	
111		304,000	353,900	
112		304,300	354,200	
113		304,400	354,700	
114		304,700		
115		305,000		
116		305,400		
117		305,600		
118		305,800		
119		306,100		
120		306,400		
121		306,800		
122		307,000		
123		307,300		

	124		307,600				
	125		308,000				
再任用 職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100

第4条 三朝町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合にあっては、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項（以下この条において「削除項」という。）を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、移動後項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(単身赴任手当)</p> <p>第11条の2 略</p> <p>2 単身赴任手当の月額は、<u>30,000円</u>（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、<u>70,000円</u>を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第18条 第8条第1項の規定に基づき町長が指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として別に定める職員 <u>（以下「管理</u></p>	<p>(単身赴任手当)</p> <p>第11条の2 略</p> <p>2 単身赴任手当の月額は、<u>23,000円</u>（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、<u>45,000円</u>を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。</p> <p>3及び4 略</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第18条 第8条第1項の規定に基づき町長が指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として別に定める職員が臨時又は緊</p>

職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、第1項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき8,000円を超えない範囲内において別に定める額

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき3,000円を超えない範囲内において別に定める額

4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(再任用職員についての適用除外)

第25条の3 第9条、第10条及び第10条の2

急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、8,000円を超えない範囲内において別に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の50を乗じて得た額とする。

3 前2項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(再任用職員についての適用除外)

第25条の3 第9条、第10条、第10条の2

2の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員又は再任用職員には適用しない。

附 則

1～12 略

13 平成30年3月31日までの間、職員（第3条第1項の給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が6級である者であってその号給がその職務の級の最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1)～(4) 略

14～16 略

及び第11条の2の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員又は再任用職員には適用しない。

附 則

1～12 略

13 当分の間、職員（第3条第1項の給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が6級である者であってその号給がその職務の級の最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1)～(4) 略

14～16 略

第5条 三朝町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員 の 区分	職務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300

4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500
5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800
6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800
7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000
8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200
9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300
10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500
11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600
12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800
13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800
14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800
15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900
16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900
17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800
18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800
19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700
20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600
21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600
22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500
23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500
24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400
25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400
26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300
27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300
28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300
29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800
30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600
31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400
32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000
33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800
34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200
35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700
36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300

37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700
38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900
39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100
40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200
41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300
42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500
43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700
44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800
45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500
46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200
47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900
48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600
49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200
50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800
51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300
52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700
53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100
54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400
55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700
56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000
57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300
58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600
59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900
60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200
61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500
62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800
63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100
64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400
65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700
66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000
67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300
68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600
69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800

70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100
71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400
72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700
73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900
74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200
75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500
76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700
77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900
78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200
79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500
80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700
81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900
82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200
83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500
84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700
85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900
86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000	
87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300	
88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500	
89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700	
90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000	
91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300	
92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500	
93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700	
94		292,500	340,300			
95		292,900	340,800			
96		293,300	341,200			
97		293,500	341,300			
98		293,800	341,800			
99		294,200	342,200			
100		294,600	342,500			
101		294,800	342,800			
102		295,100	343,200			

103		295,500	343,600			
104		295,800	344,000			
105		296,000	344,500			
106		296,300	344,900			
107		296,700	345,300			
108		297,000	345,700			
109		297,200	346,200			
110		297,600	346,600			
111		298,000	346,900			
112		298,300	347,200			
113		298,400	347,700			
114		298,700				
115		299,000				
116		299,400				
117		299,600				
118		299,800				
119		300,100				
120		300,400				
121		300,800				
122		301,000				
123		301,300				
124		301,600				
125		301,900				
再任用 職員	185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800

第6条 三朝町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。）を削る。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)

第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第19条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定める日（次条及び第19条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第24条第6項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 及び 3 略

4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額の合計額とする。

（勤勉手当）

第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条において、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても、

第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第19条の3まで及び附則第13項第2号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定める日（次条及び第19条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第24条第6項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 及び 3 略

4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第13項第2号において同じ。）において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額の合計額とする。

（勤勉手当）

第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第13項第3号において、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内に行ったその者の勤勉手当に係る人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（別に定める職員を除

同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の72.5を乗じて得た額の総額

(2) 略

3～5 略

附 則

1～12 略

く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第13項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の72.5を乗じて得た額の総額

(2) 略

3～5 略

附 則

1～12 略

13 平成30年3月31日までの間、職員（第3条第1項の給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が6級である者であってその号給がその職務の級の最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に

相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、附則第15項及び第16項において「最低号給に達しない場合」という。））にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第15項において「給料月額減額基礎額」という。））

(2) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額（第19条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合）にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項

各号に定める割合を乗じて得た額)

(3) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額 (第20条第4項において準用する第19条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第16項において「勤勉手当減額対象額」という。) に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第20条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額 (最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額 (同条第4項において準用する第19条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第16項において「勤勉手当減額基礎額」という。) に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第20条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額)

(4) 第24条第1項から第4項まで又は第6項の規定により支給される給与
当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第24条第1項 前各号に定める額

イ 第24条第2項又は第3項 第1号及び第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第24条第4項 第1号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じ

て得た額

エ 第24条第6項 第2号に定める額
に100分の80を乗じて得た額

14 前項に規定するもののほか、特定職員
以外の者が月の初日以外の日特定職員
となった場合における同項の減ずる額の
計算その他同項の規定の実施に関し必要
な事項は、規則で定める。

15 附則第13項の規定により給与が減ぜら
れて支給される職員についての第12条か
ら第15条の2までに規定する勤務1時間
当たりの給与額は、第16条の規定にか
かわらず、同条の規定により算出した給
与額から、給料の月額に12を乗じ、その額
を1週間当たりの勤務時間に52を乗じた
もので除して得た額に100分の1.5を乗じ
て得た額（最低号給に達しない場合に
あつては、給料月額減額基礎額に12を乗じ、
その額を1週間当たりの勤務時間に52を
乗じたもので除して得た額）に相当する
額を減じた額とする。

16 附則第13項の規定が適用される間、第
20条第2項第1号に定める額は、同号の
規定にかかわらず、同号の規定により算
出した額から、同号に掲げる職員で附則
第13項の規定により給与が減ぜられて支
給されるものの勤勉手当減額対象額に
100分の1.125を乗じて得た額（最低号給
に達しない場合にあつては、勤勉手当減
額基礎額に100分の75を乗じて得た額）の
総額に相当する額を減じた額とする。

第7条 三朝町職員の育児休業等に関する条例（平成4年三朝町条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p data-bbox="260 300 352 331">附 則</p> <p data-bbox="164 1890 780 1966"><u>この条例は、平成4年4月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="903 300 995 331">附 則</p> <p data-bbox="823 353 986 385"><u>(施行期日)</u></p> <p data-bbox="815 409 1430 486"><u>1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。</u></p> <p data-bbox="807 510 1430 638"><u>(給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え)</u></p> <p data-bbox="815 663 1430 1467"><u>2 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第13項第1号から第3号までの規定の適用については、同項第1号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三朝町条例第14号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）を乗じて得た額に」と、「を減じた額（）」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額（）」と、同項第2号及び第3号中「給料月額（）」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額（）」と、「料月額減額基礎額」とあるのは「料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。</u></p> <p data-bbox="815 1491 1430 1666"><u>3 第15条第1項の規定による勤務をしている職員が給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される場合においては、前項の規定を準用する。</u></p> <p data-bbox="815 1691 1430 1865"><u>4 給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第19条の規定の適用については、同条中「第16条」とあるのは「附則第15項」とする。</u></p>

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条及び第3条の改正規定並びに次項の規定 平成27年1月1日
 - (2) 第4条及び第5条の改正規定並びに第3項から第8項までの規定 平成27年4月1日
 - (3) 第6条及び第7条の改正規定 平成30年4月1日(平成27年3月31日までの間における昇給に関する特例)
- 2 第2条の規定による改正後の三朝町職員の給与に関する条例第4条第6項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までの間における同項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「3号給」とする。
(平成30年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例)
- 3 第4条の規定による改正後の三朝町職員の給与に関する条例第11条の2の規定にかかわらず、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の支給については、同条第2項中「30,000円」とあるのは「30,000円を超えない範囲内で町長が定める額」とする。
(給与の切替えに伴う経過措置)
- 4 第5条の規定による改正後の行政職給料表(以下「給料表」という。)の適用の日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(町長が別に定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(三朝町職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員(再任用職員を除く。)のうち、職務の級が6級である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を給料として支給する。
- 5 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、町長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて給料を支給する。
- 6 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、町長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて給料を支給する。
- 7 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第8条第2項の規定の適用については、給与条例第8条第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と三朝町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年三朝町条例第 号)附則第4項から第6項までの規定による給料の額との合計額」とする。
- 8 第4項から第6項までの規定による給料を支給される職員に関する給与条例第19条第

5 項（給与条例第20条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに附則第13項第2号及び第3号の規定の適用については、給与条例第19条第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額と三朝町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年三朝町条例第 号）附則第4項から第6項までの規定による給料の額との合計額」とする。